

事務局説明資料

令和8年6月23日

金 融 庁

金融庁におけるサステナブルファイナンスに係る取組の全体像

サステナブルファイナンスの制度・枠組みの整備

情報や取引に係る環境整備

- 金融審議会における議論を踏まえ、一定の上場企業に対して、**SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報の開示や保証を求めるための制度整備**を進める
- 「**ESG評価・データ提供機関に係る行動規範**」（22年12月公表）に基づき、**評価・データ内容の透明性・公平性に係る実態把握、更なる対応の要否等**を検討
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性確保に向けた論点を整理した検討会の報告書**を公表（25年6月）し、同報告書の各種論点に係る制度・論点を調査

金融機関における取組の推進

- 金融機関における気候変動対応について、**基本的な考え方**（22年7月公表）を踏まえ、**気候関連金融リスクの管理や顧客の気候関連リスクへの対応支援**に関する取組等を確認
- 金商業者向け監督指針**（23年3月改正）に基づき、**ESG投信の情報開示やESG投信を取り扱う資産運用会社における態勢整備**等を促す

サステナブルファイナンスの活性化に向けた深化・探索

投資機会の拡充や裾野の拡大に向けた取組

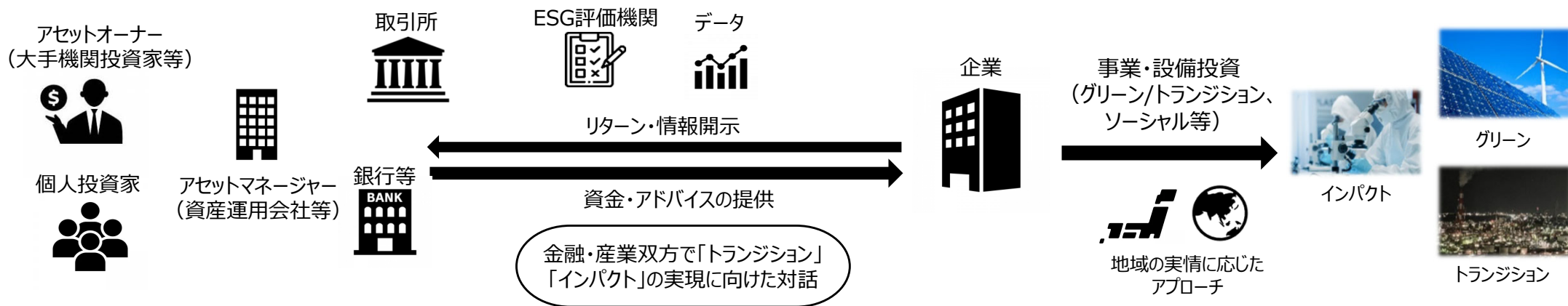
- 「**サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ**」や「**サステナブルファイナンス有識者会議**」等における議論を踏まえ、**幅広い投資家への投資機会の拡充**や、**サステナブルファイナンス人材の育成**等に向けた対応を検討

ステークホルダー間の連携促進に向けた取組

- 政府全体におけるGX推進戦略等に基づき、関係省庁とも連携し、各種指針等の策定や活用等を通じ、**トランジション・ファイナンスを推進**
- 「**アジアGXコンソーシアム**」における実践的な議論を通じて、**アジアでのトランジション・ファイナンスの案件創出**に向けた連携促進
- インパクト投資の拡大**に向け、データ・指標の活用、投資手法のポイント、地域事例等につき官民協働の「**インパクトコンソーシアム**」での対話・発信



「制度・枠組みの整備」と「活性化に向けた深化・探索」の好循環を推進することで、新たな産業・社会構造への展開を促し、持続可能な社会を実現。

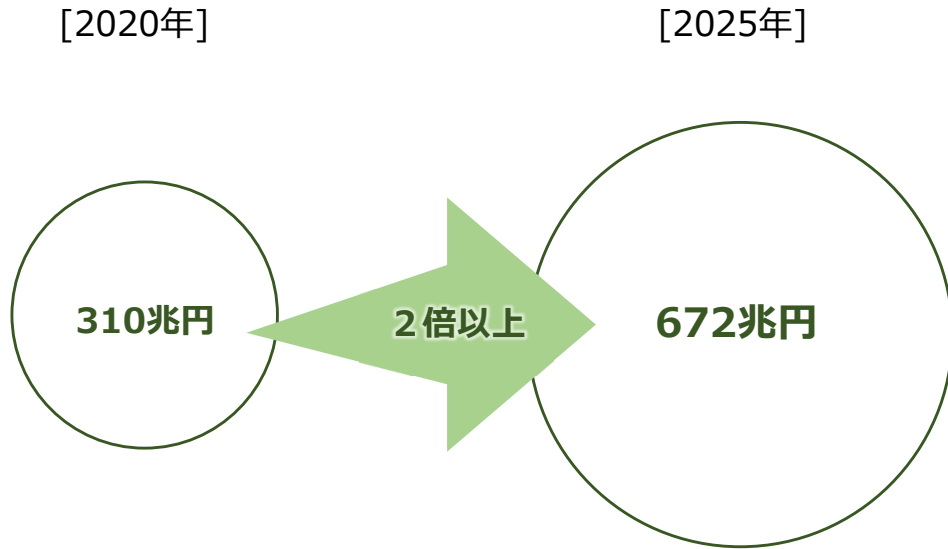


(参考) 政府全体のサステナブルファイナンスの推進に関する取組の全体像

		2026年7月までの取組の進捗	2026年7月以降実施予定の取組	
サステナブルファイナンス市場の制度・枠組みの整備	情報や取引に係る環境整備	企業開示	<ul style="list-style-type: none"> 2027年3月期より、一定規模以上の東証プライム市場上場会社に対して、SSBJ基準に従った情報開示を義務化 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG」報告(2026年1月公表)を踏まえた金融商品取引法改正案を国会に提出(2026年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> SSBJ基準に従った開示の状況をフォロー 企業会計審議会にて保証基準等のあり方を検討
		評価機関	<ul style="list-style-type: none"> 「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」についての実態把握結果を取りまとめ(26年6月頃予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 行動規範に関わる検討に沿った対応について必要に応じて実施
		カーボン・クレジット市場	<ul style="list-style-type: none"> 「海外におけるカーボン・クレジット等の実態把握等に関する調査」を実施し、報告書を公表(26年6月) 排出量取引制度の本格稼働(26年4月)[経済産業省等] 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量取引制度の着実な執行[経済産業省等]
		グリーン	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンド等ガイドライン付属書1(グリーンリスト)の改訂(26年4月)、グリーンボンドインパクトレポート事例集の公表(26年5月) グリーンボンド等ガイドラインの改訂(26年7月頃予定)[環境省] 	<ul style="list-style-type: none"> 社債市場の活性化や地域金融力強化に関し、家計に対するグリーンの訴求・関心喚起や、適応・ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミーといった切り口からの貢献を検討[環境省]
		ソーシャル	<ul style="list-style-type: none"> 「ソーシャル・サステナビリティボンド(ローン)に係る実態把握調査」を実施し、報告書を公表(26年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部環境や民間における発行事例の動向をフォローし、必要に応じて対応を検討
	金融機関における取組の推進	金融機関のリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関における風水害による損失リスク等に対する取組等についてヒアリング等を通じたモニタリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2回気候変動関連データの活用と適応に関する実践パネル」の開催(26年8月)
		地域脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関等向けの説明会を実施(26年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関等向けの説明会等を通じた、関係省庁と連携した補助事業の展開支援(27年3月)等
		取組の浸透	<ul style="list-style-type: none"> 国内の関係者との意見交換やイベントにおいて、関連トピックを議論 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、様々な場面での発信を通じ、幅広い投資家層へのアプローチに資する取組を促す
		人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 政府・金融業界・大学等におけるサステナブルファイナンス人材育成に関する取組状況のフォローアップ(26年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> フォローアップの結果を踏まえて、関係者における取組状況の推移を注視
		GX・トランジション	<ul style="list-style-type: none"> CT国債について、令和5年度発行分インパクトレポート、令和5年度・6年度発行分資金充当レポートを発行(26年1月)[経済産業省等] 分野別技術ロードマップの改訂(25年10月～26年2月)[経済産業省] 「アジアにおけるトランジション・ファイナンス推進のあり方に関するサブワーキング 中間とりまとめ」の公表(25年7月) 「アジアGXコンソーシアム」ハイレベル会合2025を実施(25年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> クライメート・トランジション・ボンド・フレームワークに沿い、引き続き各事業の資金充当状況・インパクトを報告[経済産業省等] 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の改訂[経済産業省等] 「アジアGXコンソーシアム」ハイレベル会合2026の開催、ワークプラン2026に沿った成果物を公表 ADB・ERIA連携による「AZECトランジション推進カタリスト(AITF Catalyst)」の具体化[経済産業省等]
サステナブルファイナンスの活性化に向けた深化・探索	ステークホルダー間の連携促進	インパクト	<ul style="list-style-type: none"> 「インパクトコンソーシアム」において、地域の取組事例や投資手法等について議論。対面フォーラムを開催し、各分科会の成果物を発表(26年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> インパクト投資推進のため、引き続き「インパクトコンソーシアム」で議論

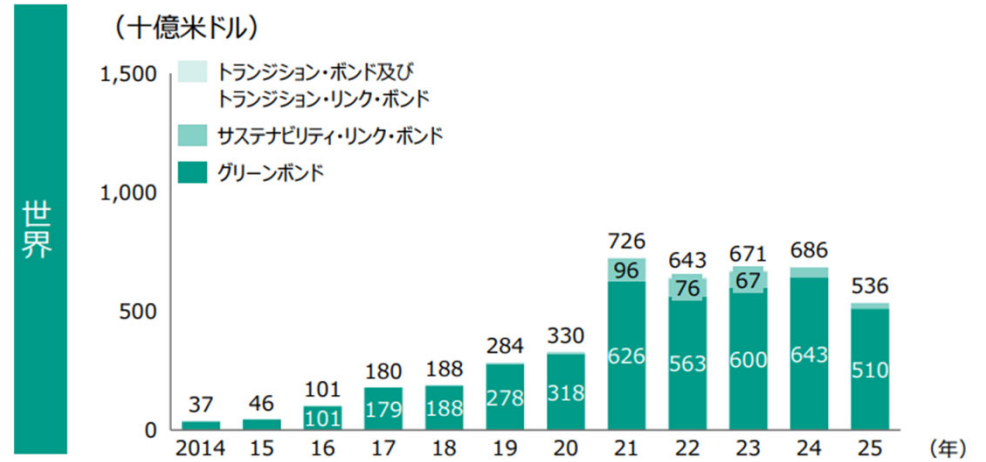
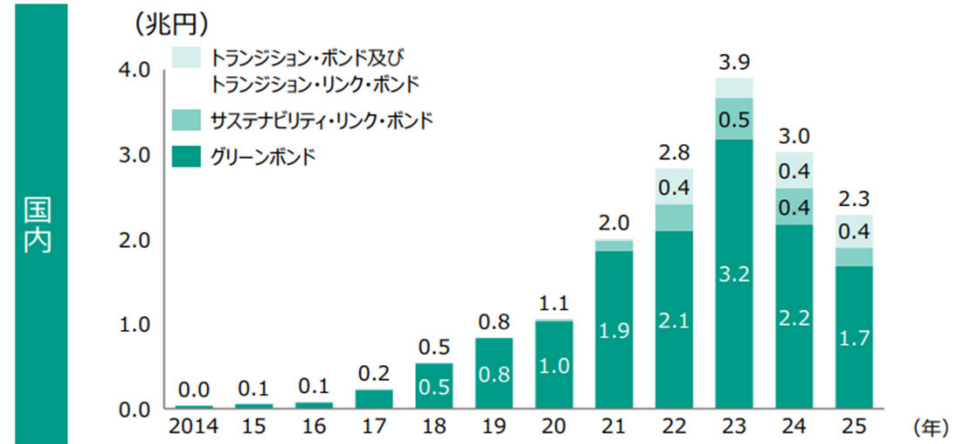
(参考) サステナブルファイナンスの現状

日本のサステナブル投資残高



(出所) 日本サステナブル投資フォーラム (JSIF) の日本サステナブル投資白書2022及び2025より作成

債券発行額の推移



(出所) グリーンファイナンス市場の動向等について (環境省)

金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告

背景・課題

- 企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要であり、国際的にも2023年6月にサステナビリティ開示基準 (ISSB基準) が開発されている。また、2025年3月、日本におけるサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) が開発されている。
- 日本では上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられているものの、比較可能性、有用性を向上させる必要があり、また、第三者保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要がある。

開示基準の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。**
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り**適用開始**する。
 - 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
 - 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
 - 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**

(注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
 (注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。
- 経過措置としての**二段階開示**は、**適用開始から2年間**とする。

保証

- **開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付ける。**
- **保証範囲は当初2年間は限定** (3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)。保証業務実施者を**登録制(法人)**とし、**監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能**とする。



東証プライム市場

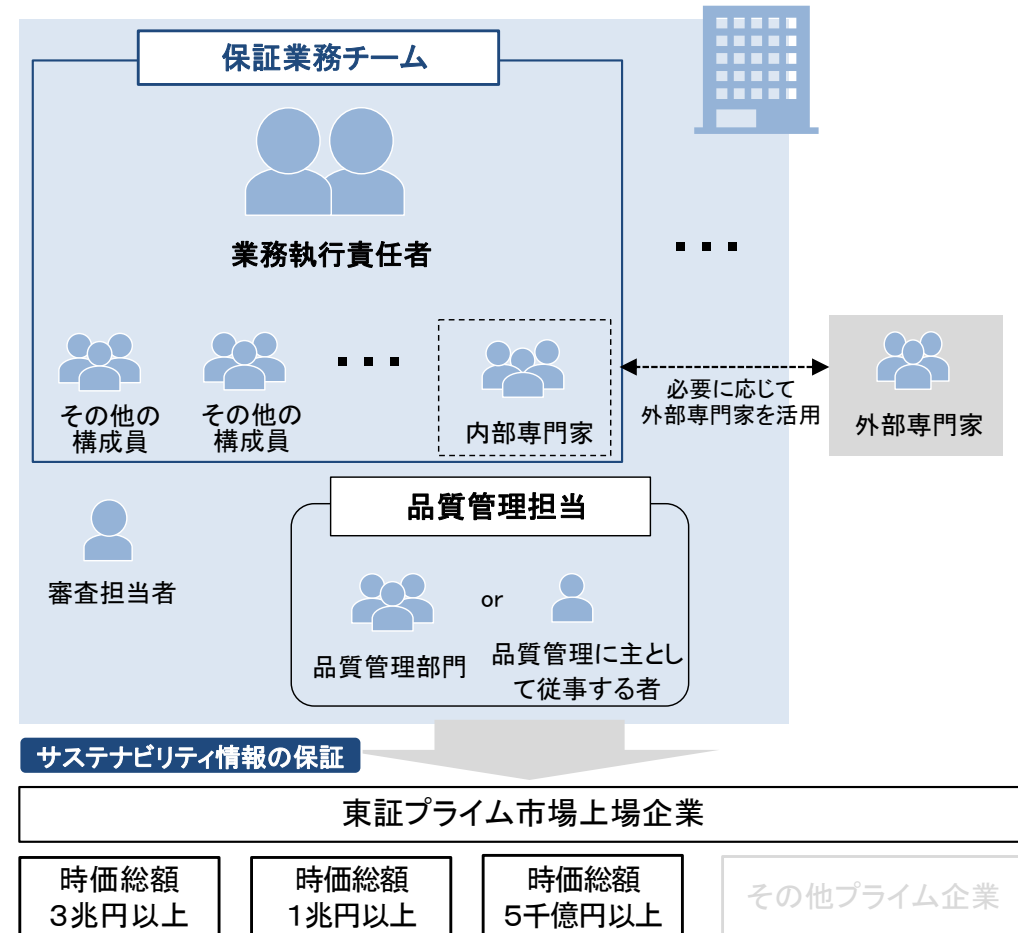
(参考)サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付ける。サステナビリティ情報の保証は、国際基準^(注1)と整合性が確保された基準に準拠して実施することとする。
- 保証業務実施者を登録制(法人)とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能。

登録業者の規制概要

登録要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 業務執行責任者の設置など人的体制整備 (業務執行責任者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求) □ 品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備、一定の財産的基礎 等
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> □ 国際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の遵守 □ 具体的には、守秘義務、一定の非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション 等 □ 登録業者への検査・監督は当面(自主規制機関ではなく)金融庁において実施
エンフォースメント ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> □ 登録業者の法令違反等に対する行政処分(課徴金、業務改善命令等)を規定 □ 虚偽「保証」について故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定^(注2)

〔サステナビリティ情報の保証業務のイメージ〕



(注1)保証基準 (ISSA5000)、品質管理基準 (ISQM1)、倫理・独立性基準 (IESSA)を指す。

(注2)企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任(立証責任が転換された責任)を負わないこととされている(いわゆるセーフハーバー・ルール)。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする。

(注3)任意の保証(有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等)については、①開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、②登録された保証業務実施者による保証であること、③国際基準 (ISSA5000等)と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする。

「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」への市場関係者における対応状況等に関する実態把握①

- ❑ 2022年12月、ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会における議論を経て、ESG 評価・データの質の改善を促していくこと等を目的として、コンプライ・オア・エクスプレインの形式を採る「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を策定
- ❑ 本行動規範に対しては、2026年5月末時点で29社が賛同を表明
- ❑ 本行動規範では「3年後を目途に、本行動規範の改訂その他の更なる対応の要否等について検討していく。」としており、今般、金融庁において、海外における規制動向の調査や、国内の市場関係者からのヒアリング等を実施

本行動規範の趣旨

- ✓ 本行動規範を通じて、市場全体として投資家・企業が、ESG 評価・データ提供機関に能動的にサービスのあり方についてフィードバック等を行い、人材の確保も含めたESG 評価・データの質の改善を促していくことを期待
- ✓ 本行動規範の位置づけは、柔軟性が確保されるよう、**原則主義（プリンシプルベース）**で記述したもので、ESG評価機関等に、賛同しこれを受け入れる旨の表明（公表）を呼びかけた、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の方式

本行動規範の定める原則（要約）

原則 1	品質の確保 ：ESG 評価・データの品質確保を図るために必要な基本的手続き等を定めるべき	原則 4	透明性の確保 ：透明性の確保を課題と認識して、基本的考え方を一般に明らかにするべき
原則 2	人材の育成 ：品質確保のために必要な専門人材等を確保し、専門的能力の育成等を図るべき	原則 5	守秘義務 ：非公開情報を取得する場合には、適切に保護するための方針・手続きを定めるべき
原則 3	独立性の確保 ：独立した意思決定を行い、利益相反に対処できるよう、実効的な方針を定めるべき	原則 6	企業とのコミュニケーション ：対象企業から問題提起があった場合には適切に対処すべき

実態把握のための調査事項（詳細は次ページ）

ESG評価機関等

- アナリストに対して、どのような社内教育（ESG 関連教育、金融商品関連教育）を実施しているか
- 潜在的な利益相反の可能性についての課題把握、対策、開示・説明の実施状況はどのようなものか
- 企業等とのコミュニケーションの円滑化に向けて、どのような対応を行っているか

企業

- ESG評価について、社内外でどのように位置づけ、具体的にどのように活用しているか
- ESG評価手法、コミュニケーション等について、どのような点で改善しており、また、課題があると考えるか
- ESG関連情報の開示について、どのような工夫・改善を行っているか

投資家

- 外部ESG評価を、投資判断においてどのように位置づけ、また、活用しているか
- ESGデータについて、どのような種類のデータを導入し、また、どのように活用しているか

「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」への市場関係者における対応状況等に関する実態把握②

- 海外については、EUや英国では、ESG評価・データ提供機関等に対する規制導入の動きが進展する一方、シンガポールや香港では行動規範をベースとしたESG評価市場対応を実施
- 国内の市場関係者における本行動規範の対応状況等に関する実態把握を行うべく、計16機関へのヒアリングを実施
 - ESG評価機関等では、評価手法のルール化、企業とのコミュニケーションの改善、人材育成態勢の構築等、本行動規範に沿った体制整備の一定の進捗が確認された
 - 企業からは、ESG評価機関等の対応の改善を評価する声があった一方で、引き続き、評価手法の透明性やアンケート対応等に伴う事務負担、円滑なコミュニケーションに関する課題の指摘があった
 - 投資家は、企業との対話やESGデータの分析を重視し、外部ESG評価は参考情報としての扱いに留まっている傾向が確認された
- 実態把握結果については、市場関係者における本行動規範の更なる普及・浸透に資すると考えられる参考事例集とともに、報告書として取りまとめる予定

海外の規制動向 (2026年5月末時点)

● **EU**
2026年からESMAの監督のもと、ESG評価機関に対する規制適用が開始される予定

● **英国**
2028年から「2000年金融サービス・市場法」の規制対象に、ESG評価の提供が追加される予定

● **シンガポール**
2023年、Monetary Authority of Singapore (MAS)が行動規範を公表

● **香港**
2024年、香港証券先物委員会がスポンサーである業界主導のWorking Groupが行動規範を公表

市場関係者へのヒアリング内容の主なポイント

「ESG評価機関等」における対応状況

- 評価手法の標準化や、合議体における協議によるESG評価の最終決定の実施【品質の確保】
- 日本企業を担当するアナリストへの日本特有の知識に関する講習の実施【人材の育成】
- アナリストへの他職務の禁止や、被評価企業との関連性の申告を義務化【独立性の確保】
- 評価・分析に関わる考え方のHP上での開示や、変更点等の企業への事前連絡【透明性の確保】
- コンプライアンス部署による非公開情報の管理や、情報アクセスに対する厳格化対応の実施【守秘義務】
- 企業の申立てからの回答日数の指標設定や、日本人担当者（日本語スタッフ）の設置【コミュニケーション】
- EUで導入される予定の規制へ対応する中で、全社的な体制の見直しを検討中【その他】

「企業」における意見・課題認識

- 「ESG評価」は、ESG取組の改善材料・投資家との対話ツールとして、極めて重要
- 各評価項目の比重に対する不透明さや、ESG評価機関による独自推計データの利用等、評価の透明性・品質向上は引き続き課題
- アンケート対応については、スケジュール上の配慮や、類似する質問の統合が必要
- コミュニケーションは改善傾向（説明会の実施、本国担当者との面談機会の提供等）
- 開示については、複数言語対応のウェブサイト構築や各種フレームワークに沿った情報開示を推進
- 行動規範は、遵守項目としては網羅されている認識

「投資家」におけるESG評価等の活用状況

- 「外部ESG評価」は、参考情報の扱いに留め、公開情報・対話・ESGデータ等の独自調査を重視
- 「ESGデータ」は、FE算出やネガティブスクリーニングで活用するため、正確性の向上が必要

サステナブルファイナンス人材育成に関するフォローアップ（まとめ）

- サステナブルファイナンスに関する人材育成については、これまで金融庁において、必要な知見・技能を可視化した「人材育成スキルマップ」の策定（令和4年12月公表）や、金融機関における人材不足等の実態・課題の把握を目的としたアンケートの実施（令和5年6月に結果公表）などの取組が進められてきた。
- その後、関係機関におけるサステナビリティ人材の育成に係る取組は進展しており、**足元の取組状況を改めて確認するとともに、サステナビリティ情報開示の進展や金融機関におけるサステナビリティ経営の浸透といった環境変化を踏まえた現状の課題認識を把握するため、関係機関（政府、業界団体、大学、金融機関等）に対するヒアリングを実施した。**

◆ ヒアリング結果（関係機関の取組状況と課題認識）

政府・業界団体

- 政府や業界団体等によるサステナビリティ人材育成プログラム（研修・資格制度）の充実が進んでいる。プログラムの受講者においては、**サステナビリティと企業価値の財務的な関係性や企業の情報開示について理解を深めたいといった実務起点のニーズが目立つ。**

大学

- 大学においては、一般教養としての経営総論や金融教育の文脈の中でサステナブルファイナンスを取り上げる例が見られるほか、高校におけるSDGs教育や起業志向の高まりを背景に、サステナビリティ関連の講義やゼミに対する学生側の関心も高まっている。こうした変化について、幅広い層に対してサステナビリティの基本的な意義への理解を促すとともに、長期的には社会全体のリテラシー向上につながるとの指摘がある。
- 一方で、**多くの大学においては学部横断的な連携の難しさがあり、サステナブルファイナンスのような分野横断的（経営・社会・環境・金融等）なテーマを体系的に扱う上での課題となっていることが指摘されている。**こうした状況の中、一部では大学と金融機関による共同プロジェクトといった取組も見られる。
- サステナビリティ課題への学生の関心は高まりつつあるものの、金融との結び付きやアカデミックな分析にまで踏み込む者は未だ少数に留まる。

金融機関

- 金融機関においては、若手社員や全社員を対象とした自己啓発の一環として、脱炭素アドバイザー資格の取得を奨励するなどの取組が進められている。一方で、サステナビリティ分野における中途採用や社内公募においては、特定の資格取得等を必須要件とするのではなく、各専門領域における実務経験を重視する傾向が見られる。もっとも、資格取得等の実績は、サステナブルファイナンスに係る実務経験を有しない応募者（例えば異業種出身者等）にとっては、当該分野への関心や意欲を示す材料として評価される場合もある。
- サステナブルファイナンス推進部門と各業務部門との連携に際しては、現場への動機付けや実務への落とし込みに課題が見られる。例えば、**当該取組が自部門の業務やビジネスとの関係の中で十分に整理されていない場合、取組の意義が共有されにくく、現場でも受動的な対応に留まりがちとなるほか、実務に落とし込むための具体策の検討が十分に進まない**ケースも見られる。
- サステナビリティ戦略を実務に着実に反映していくための連携体制の構築が求められる中、**金融機関においては、サステナビリティの取組と従来の金融実務との橋渡しを担う人材の重要性が高まっている。**この観点から、サステナブルファイナンス推進部門においては、サステナブルファイナンスに関連する知見に加え、関係者間の理解促進や利害調整を図るためのコミュニケーション能力や調整力といったソフトスキルが従来に増して求められている。

ヒアリングが示唆する金融機関におけるサステナブルファイナンス人材育成の方向性

- 金融機関においてサステナビリティの経営戦略への組み込みが進む中、特に求められるようになってきているのは、個々のサステナビリティ課題に関する**専門知識を金融・ビジネスの文脈に適切に転換し、経営陣と一体となって中長期的な戦略の策定に貢献**するとともに、**社内の関連部署と連携しながら戦略の浸透・推進・伴走を担う人材**である。
- もっとも、こうした人材は、**サステナビリティに係る知見に加え、自社の金融・ビジネスの実務に関する深い理解を併せ持ち、それらを統合して戦略立案・推進に結び付ける能力が求められる**ことから、その育成は容易ではない。そのため、**中長期的な視点に立ち、計画的かつ戦略的に人材を育成・養成していくことが重要**と考えられる。

◆ サステナブルファイナンス人材の主な分類

◆ サステナブルファイナンス人材育成の取組事例

サステナビリティ専門人材

- 環境、自然資本・生物多様性、人権、人的資本等の各分野に関する国際的な規制動向や技術的背景に精通し、それらの知見を適時に組織へ還元することを通じて、サステナビリティに係る取組の高度化に貢献する役割を担う。
- 関連産業や研究機関からの中途採用を通じた専門人材の確保
- 専門分野におけるネットワーキングを通じた人的ネットワークの構築
- 外部のシンクタンク等との委託、提携、協働

調査部門、 内部のシンクタンクなど

※ 外部のシンクタンク、コンサルティング、NGO/NPO、ESG評価・データ提供機関などへの委託、提携、協働といった様々な形態が考えられる。

サステナビリティ戦略を策定・推進する人材（計画的かつ戦略的な育成・養成が求められる人材）

- 組織の中長期的なサステナビリティ戦略の策定に貢献するとともに、社内の各部門と連携しながら戦略の浸透を図り、推進・伴走していく役割を担う。各テーマに関する本質的な理解と広範な情報収集力に加え、それらを金融・ビジネスの実務に落とし込む能力が求められる。
- 営業部門経験者の積極的な登用（自社の金融実務に精通した人材の活用）
- サステナビリティ専門人材や実行人材との人材交流（勉強会や意見交換等）を通じた知見の共有・深化

サステナブルファイナンス 推進部門

※ 企画部門等がサステナブルファイナンス推進の機能を兼ねる場合もある。

サステナビリティ戦略を実行する人材

- サステナビリティ戦略を各部門の目標および取組方針に基づき実行していく役割を担う。特に、外部のステークホルダーとの接点が多い部門においては、相手のサステナビリティに係る関心事項を踏まえたうえで、財務価値との関連性を意識した提案を行う能力も求められる。
- 社外研修の受講や関連資格の取得の奨励を通じた、サステナブルファイナンスの基本的意義の理解、基礎知識の習得
- サステナブルファイナンス推進部門やサステナビリティ専門人材による勉強会など
- 各部門におけるサステナビリティ責任者の配置

経営陣

企画部門

商品開発部門

営業部門

広報・IR部門

リスク管理部門

法務部門

運用部門

人事部門

アジアGXコンソーシアムの概要

■ 目的：

- アジア地域が世界の温室効果ガス排出量の約半分を占めていることや今後の経済成長の見通しを踏まえると、世界の脱炭素化に貢献し成長機会を取り込むためには、**アジアにおけるグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を推進**していくことが重要
- こうした観点から、アジア地域において、企業の脱炭素への移行の取組を支援するファイナンス手法である**トランジション・ファイナンス(TF)**を推進すべく、**金融庁とASEAN金融当局が主導**し、アジア開発銀行、グラスゴー金融同盟(GFANZ)及びアジアで活動する金融機関等の参画を得て、**アジアにおける事例等をベースに実務的な議論を行い、具体的な手法の形成や案件組成に繋げていくための**枠組みを構築
- 地域特性の配慮と実践的な実装に重点を置きながら、**アジアの多様なニーズに対応したTFの拡大に向けた基盤づくり**を進めていく。

■ 経緯：

- 令和6年3月13日：キックオフ会合を開催
- 同年10月2日：**第1回「ハイレベル会合@東京」を開催し、コンソーシアムを設立**
 - ✓ **Japan Weeksの一環としてグローバルな関係者に向け発信**
 - ✓ 実務者会合での議論を事務局でとりまとめた「**The Working Paper Regarding Practical Approach to Transition Finance in Asia**」(ワーキングペーパー)を公表
- 同年10月22日：ACMF（ASEAN Capital Markets Forum）20周年の式典にて、本コンソーシアムの設立が歓迎



ハイレベル会合（令和7年10月23日実施）の様子

■ 令和7年10月23日第2回「ハイレベル会合@東京」における主な成果物：

- **アジア地域の金融機関へのインタビュー調査を通じて**、トランジション・ファイナンスの効果的な拡大を妨げる**主要なボトルネックの特定**
- **ASEAN金融当局の働き掛けを通じて**、トランジション・ファイナンスの**潜在需要リストを収集**
- **民間金融メンバーの一部が事例研究を実施**し、リスクの特定とリスク軽減策の検討を通じて、現時点で得られた**実践的な示唆を報告**
- **ASEAN金融当局の働き掛けを通じて**、『**アジアにおけるトランジションのためのサステナブル・ファイナンス既存事例集**』を取りまとめ

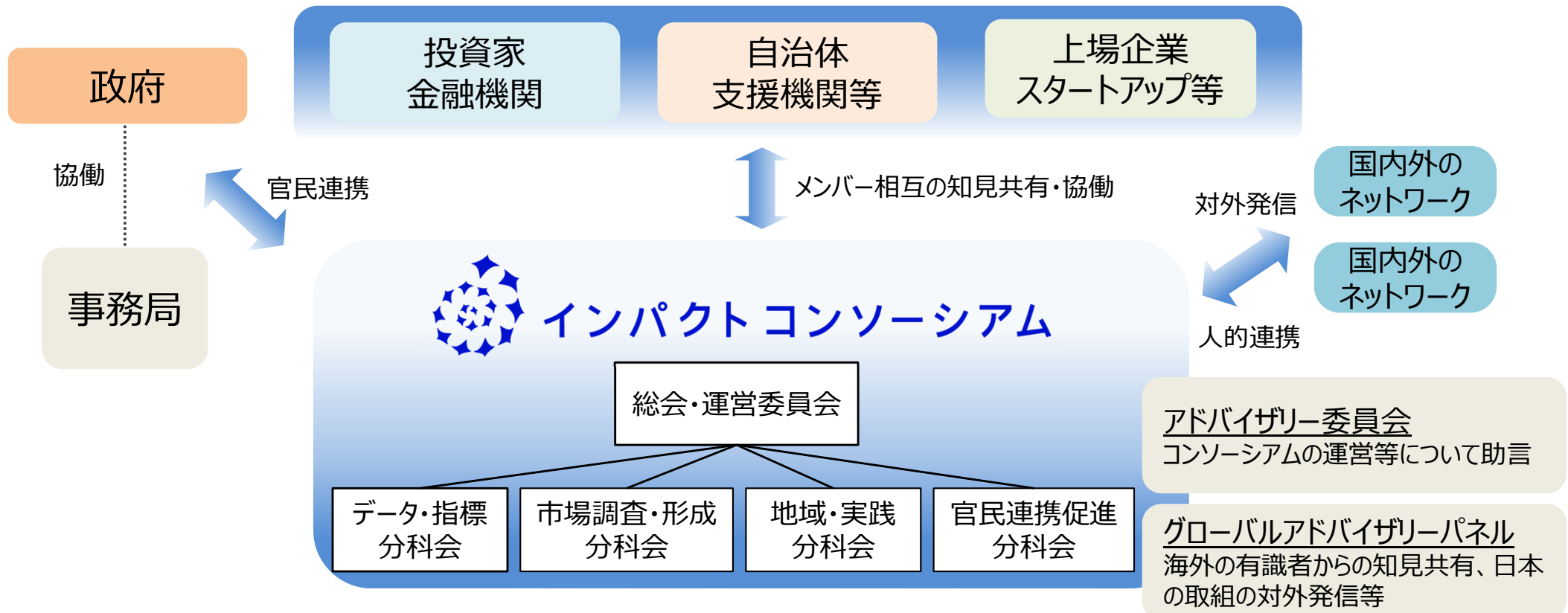
■ 参加者：

金融庁・ASEAN金融当局（※）・ADB・GFANZ・アジアで活動する金融機関(MUFG・SMFG・MHFG・JBIC・DBJ・JICA、野村證券、大和証券、日本生命、その他ASEAN金融機関)等

（※）ASEAN金融当局は、ACMF及びWC-CMD（Working Committee on Capital Market Development）の協働参加。コンソーシアムでのアジアの金融当局や民間金融機関との連携を通じ、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）等の取組にも貢献

インパクトコンソーシアム概要

- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、**インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していくため、**投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場**として、23年11月、官民連携の「**インパクトコンソーシアム**」を設置（2026年5月末で計472法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。
- 各分科会において、**投資時に活用できる指標・データの整備、投資手法やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方、地域における官民連携の促進やインパクトを考慮した事業評価の視点等**について、市場関係者の多様性と自主性に留意しつつ、議論を積み上げる。



インパクトコンソーシアム 各分科会の今期成果と来期方向性

1. データ・指標分科会

テーマ：インパクト企業及び投資家がインパクトの測定・管理に活用できる実践的なデータ・指標の整備のあり方

〔今期の成果物の内容〕

- 「望ましいデータベースの基本的な考え方」に沿った**インパクト・データベースの案内板（試行版）の実装・展開**
- インパクト創出を意図する企業・投資家において**関心の高い3分野（※）の「インパクト指標集」・「事例集」の整理**
（※）環境・エネルギー、健康・ヘルスケア、インフラ・不動産

〔来期の方向性〕

- 「インパクト指標集」の充実、**ロジックモデル構築に資する実証事業**、インパクトの可視化と経済的価値の関連性に係る議論

2. 市場調査・形成分科会

テーマ：特に投資実務が定まっていないとされる上場企業へのインパクト投資手法のあり方

〔今期の成果物の内容〕

- 企業・投資家による**インパクト測定・管理**の活用事例の整理
- 企業の価値創造ストーリーへの統合**の事例と、企業・投資家双方が期待するインパクトの開示・対話の実践
- 複雑な社会・環境課題を生み出している**システムの解決に向けたインベストメントチェーンの主体間の協働**のあり方の紹介

〔来期の方向性〕

- 市場形成に向け、**インパクトの創出を長期的な価値創造に接続する企業戦略や資本市場の機能のあり方**について機関投資家や金融機関・企業等の各ステークホルダーの観点から議論する

3. 地域・実践分科会

テーマ：地域のインパクト企業・金融機関等のケーススタディやフィールドワークを通じた、地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大のあり方

〔今期の成果物の内容〕

- 地域におけるインパクト投資に係るファイナンス手法**の事例共有・議論
- 地域でのインパクト投資事例をまとめた**事例集**の作成

〔来期の方向性〕

- 事例集の普及活動**を通じて、地域での事例拡大に取り組む
- より実践的な目線から**有用な事例を深掘り**する

4. 官民連携促進分科会

テーマ：地方自治体とインパクトスタートアップの連携による社会課題の解決の促進に向けた課題の構造化や課題解決の方向性と手法の検討

〔今期の成果物の内容〕

- 自治体・スタートアップのほか、ファンドや中間支援団体を交えた**官民連携促進に向けた課題・解決策**等の整理
- 「実践ガイド」の活用促進**及び議論を踏まえた**一部改訂**

〔来期の方向性〕

- 「実践ガイド」を活用した**自治体とスタートアップの連携事例創出**

ソーシャルボンド(ローン)に係る実態把握調査①

当庁は令和3年10月に「ソーシャルボンドガイドライン」を策定・公表。ソーシャルボンド(ローン)を巡る市場環境等の実態を把握すべく、調査を実施した。

■ 発行額・発行件数の推移

● 国内(日本)

- 発行総額は2024年まで順調に増加し、**2025年に初めて減少したものの、1.7兆円と高水準を維持。**
- **GSS債全体に占める割合は、2019年を除き一貫して最多。2021~2025年の平均で41%を占める。**

※GSSはグリーン、ソーシャル、サステナビリティの頭文字

● 世界

- EU・仏のコロナ債大規模発行を主因として、2020年・2021年に発行額が急増。
- その後は緩やかな減少傾向だが、依然として高水準を維持。
- **過去3年間の日本の発行額シェアは世界全体の約10%。**

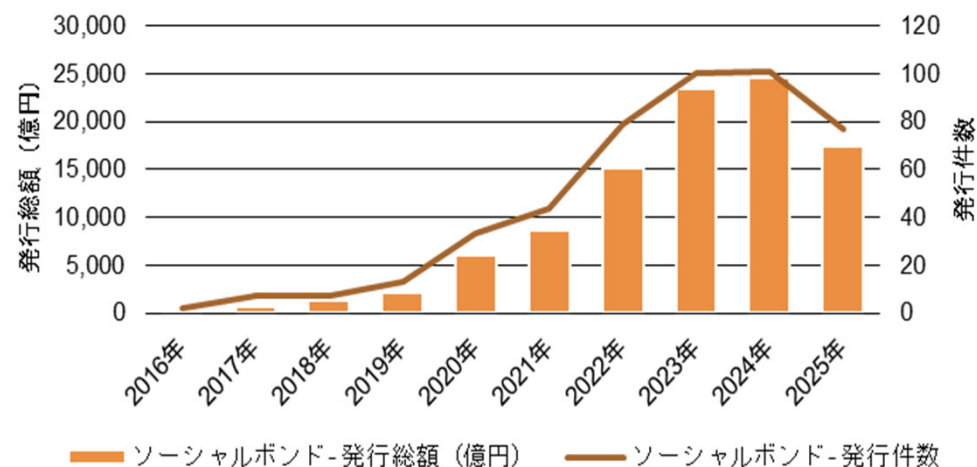
● 地域別

- **欧州:コロナ債の大量発行でEUやフランスが主導。**
- **米国:住宅金融が中心で安定的に発行。**
- **アジア:韓国と日本が大半。韓国は住宅金融、日本は公共交通インフラが中心。**

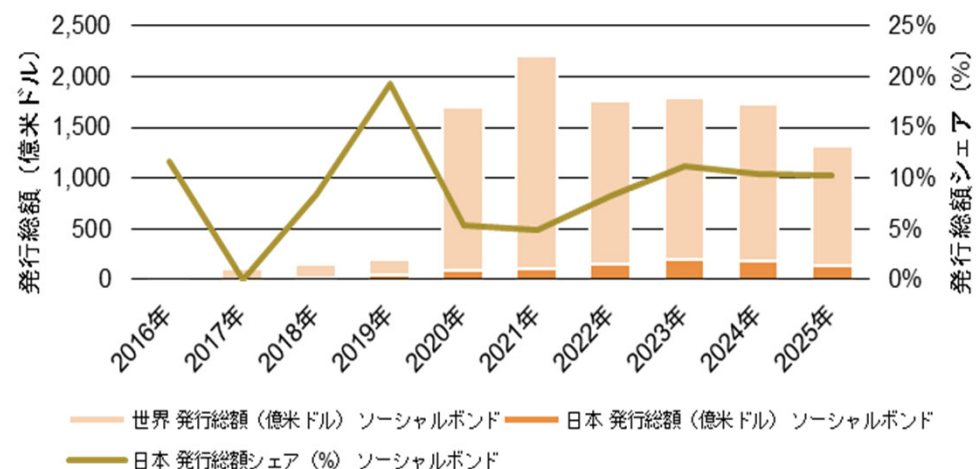
■ 発行体セクター

- **日本:2019年以降は「公共交通機関」(例:高速道路会社)が最多。2023年以降は全体の8割を占める。**
- **世界:一貫して「金融機関」が中心。次いで「住宅金融機関」、「公共交通機関(ほぼ日本の発行体による)」。**
- 2020~2021年は、EUやフランスの失業保険制度によるコロナ債が突出。

発行額・発行件数の推移(日本)



世界と日本のソーシャルボンド発行額推移・日本のシェア



ソーシャルボンド(ローン)に係る実態把握調査②

当庁は令和3年10月に「ソーシャルボンドガイドライン」を策定・公表。ソーシャルボンド(ローン)を巡る市場環境等の実態を把握すべく、調査を実施した。

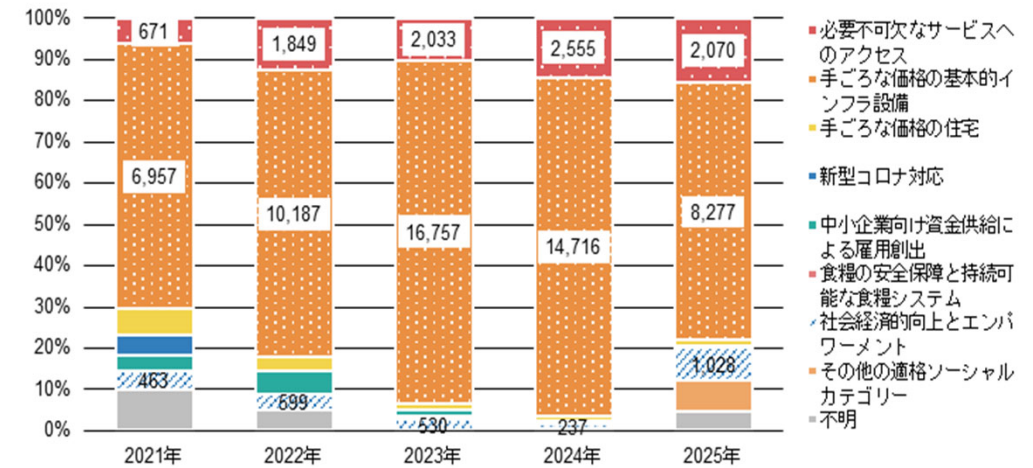
■ プロジェクトカテゴリー(資金使途)の内訳

- 日本
 - 2018年まで「中小企業向け資金供給による雇用創出」が主流。
 - **2019年以降「手ごろな価格の基本的インフラ設備」(公共交通機関関連)が中心。**
- 世界
 - 「**手ごろな価格の住宅**」「**必要不可欠なサービスへのアクセス**」「**社会経済的向上とエンパワーメント**」が主流(2025年で全体の63%)。
 - 2020~2021年は「新型コロナ対応」が一時的に増加。
 - 「中小企業向け資金供給による雇用創出」は2021年まで多かったが、その後は「社会経済的向上とエンパワーメント」が増加。

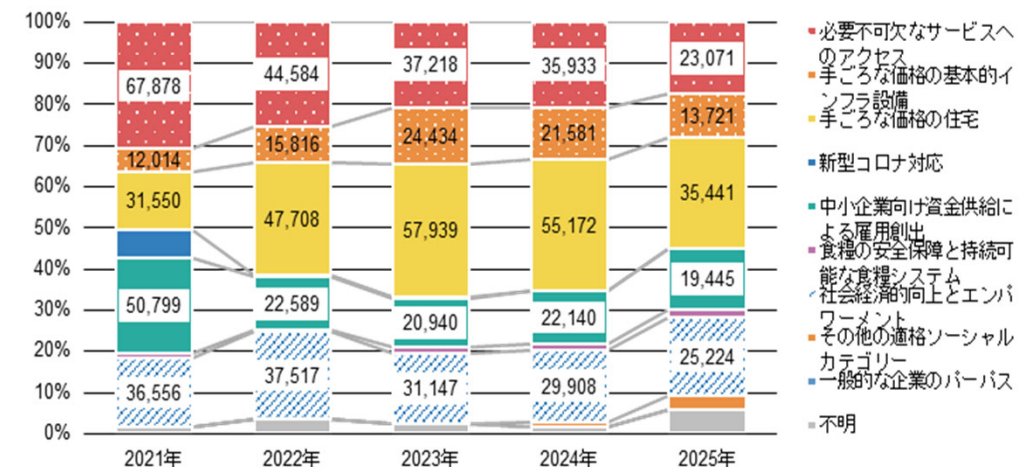
■ 国別の発行状況と特徴

- **ソーシャルボンド発行額(2016~2025年)は、仏が最多、次いで国際機関、韓、米、日本(世界5位)。**各国の特徴は以下の通り。
 - フランス: **社会保障関連、金融機関**
 - 国際機関: **感染症対策(経済対策・ワクチン)**
 - 韓国: **住宅供給支援・中小企業政策金融**
 - 米国: **住宅供給支援**
 - 日本: **公共交通インフラ(2025年は61%)、教育、製造業など多様**
 - ドイツ: **中小企業政策金融・住宅供給支援**
 - 英国: **障がい者支援・住宅供給支援、金融機関**
 - イタリア: **金融機関**

資金使途の内訳(日本)



資金使途の内訳(世界)



海外(米・EU・英・星)におけるカーボン・クレジット等の実態把握等に関する調査(概要①)

- 令和6年6月より、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」を開催し、取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理し、令和7年6月に報告書として公表した。
- 本調査では、報告書の論点整理を深掘りし、市場関係者による取組の一層の高度化・深化に資することを目的として、海外(米・EU・英・星)におけるカーボン・クレジット等の実態把握を行った。

1.取引の透明性・健全性を確保する上での基本的事項

【カーボン・クレジット(現物)に係る法的・会計上の整理】

- ・「法的整理」として、公法上の包括的な定義については未整備の国が多く、商品の表示や市場規律については一般的な法令・ガイダンスで補完している状況である(調査国において、「金融商品」に該当すると法令で整理している国はない)。私法上の扱いについては、調査国では「無形資産・財産」として位置づけられている(もしくはそのような位置づけと解釈され得る)。
- ・「会計上の整理」として、統一モデルが未整備の国が多く、実務上は保有目的により「無形資産(オフセット目的)」か「棚卸資産(トレーディング目的)」に分岐する傾向にある。米では、「環境資産」として整理予定(令和9年12月15日以降に、上場企業へ適用見込み)。

【排出枠(現物)に係る法的・会計上の整理】

- ・「法的整理」として、EU・英では、排出枠は「金融商品」に該当すると整理されている(米及び排出枠が存在しない星では、金融商品に該当すると整理されていない)。
- ・「会計上の整理」として、EU・英では、統一的な適用モデルが存在せず、実務上は、カーボン・クレジット同様、保有目的により「無形資産(オフセット目的)」か「棚卸資産(トレーディング目的)」に分岐する傾向にある。米では、「環境資産」として整理予定(令和9年12月15日以降に、上場企業へ適用見込み)。

【カーボン・クレジット/排出枠のデリバティブに係る法的整理】

- ・カーボン・クレジット及び排出枠を原資産とするデリバティブ商品(※1)について、その他の原資産に基づくデリバティブ商品と同様に、デリバティブ関連法令の規制を受ける(※2)。
- ・(※1)米・EU・英では、カーボン・クレジット及び排出枠を原資産とするデリバティブ商品が流通している。ただし、EU・英におけるカーボン・クレジットを原資産とするデリバティブ商品取引は極めて限定的な状況。星においては、当該商品は確認されていない。
- ・(※2)原資産の法的性質とデリバティブ商品の性質は切り離して扱われ、カーボン・クレジット及び排出枠のデリバティブ商品は取引の性質から金融商品として扱われる(米・EU・英)。星においては、当該商品は確認されていない。

【調査国におけるカーボン・クレジット(現物)に係る関連法令】

- ・カーボン・クレジット(現物)のライフサイクル(創出、取引、オフセット・情報開示)の各段階に係る各国の法令等の状況を整理したところ、全般的に、金融当局が所管する法令が適用対象となっていないことが判明した(※)。
- ・(※)情報開示において、EUにおけるCSRD(企業サステナビリティ報告指令)／ESRS(欧州サステナビリティ報告基準)のみ適用対象。

海外(米・EU・英・星)におけるカーボン・クレジット等の実態把握等に関する調査(概要②)

2.取引仲介者・クレジット売主に関する事項

【品質管理、顧客への情報提供、リスク管理】

- ・主要な取引仲介者・クレジット売主においては、一般に品質管理に係る内部のデューデリジェンスプロセスを持ち、顧客への十分な説明も行いつつ、遅延受渡、責任等の条項については、契約書に十分に盛り込んでいることが確認できた。
- ・格付会社の活用については事業者によって濃淡があり、顧客からの要望を踏まえて参照する事例も内部の確認プロセスに組み込んでいる事例も確認された。

3.取引所・取引インフラに関する事項

【市場の規律維持の取組】

- ・主要な取引所においては一般に、KYCチェック(顧客確認)、利用規約への署名、資本要件等を含む参加要件を課していることが確認できた。なお、いずれの市場においても、個人の取引参加は明示的/実質的に制限されている。
- ・決済に関しては、一部相対取引の場を提供しているケースがあるものの、CCP(中央清算機関)での清算が中心となっている。

【品質管理】

- ・認証基準(Verra、Gold Standard等)や第三者格付を活用しつつ、「情報提供を重視し判断は参加者に委ねる方式」及び「市場として最低品質基準を設定する方式」の両方が存在する。

【標準化商品】

- ・特定のコンプライアンス需要に適合した標準化商品については、取引コスト削減、流動性向上、及びデリバティブ化に当たっての品質担保等のメリットが発揮できる一方で、ボランタリー需要で取引されるクレジットについては、個別プロジェクトの詳細を把握した上で購入される傾向にあり、標準化商品の需要喚起が難しいことが確認された。

4.クレジット買主に関する事項

【情報開示、調達方針】

- ・カーボン・クレジットに関する情報開示について、英・星が、VCMII(Voluntary Carbon Markets Integrity Initiative)等の国際的枠組みに基づき、クレジットの使用や情報開示の透明性確保に関するガイドライン(原則)を整備している(※)。

(※) オフセット・情報開示に関して、英では「Principles for voluntary carbon and nature market integrity」、星では「Draft Voluntary Carbon Market Guidance」を策定・公表している。米では、創出に関して「Principles for Responsible Participation in Voluntary Carbon Markets」を策定・公表している。

- ・調達方針について、先進的な事業者において主に自然系や除去系のクレジットに関する方針を示し、クレジットを確保する動きが確認された。

- 現下の情勢におけるサステナブルファイナンスの意義等について
- 足元の取組状況を踏まえた今後の課題について